

育成林業の展開過程 —アメリカ・オレゴン州を事例として—

○大塚 生美（林業経済研）

課題と背景

オレゴン州は、土地所有者の権利すなわち私的所有権に対して強い主張を持つとされる。一方、成長管理政策に代表されるように、オレゴン州では土地に対する強い管理を主張する文化も有している。森林経営にひきつけられれば、私的所有権を制限するオレゴン施業法やその中に規定される再造林義務は、あらゆる主体によって徹底して実行されている。事実、再造林率は98%を示す。こうした再造林のインセンティブについて、オレゴン州林務部へのヒアリングでは、「森林は先祖から与えられ次世代につなぐべき州民共有の資源（財産）であることから、再造林は州民自らの当然の行動である。」という趣旨の回答を得た。そこで本報告では、オレゴン州における育成林業の展開過程をふまえ、そうした理念が現場で貫徹しうる要因を考察することを課題とする。

結果と考察

オレゴン州における育成林業の時期区分は、大きく1850～1920年の育成林業前史（天然更新期）、1920～1970年の育成林業初期、1970～2000年の育成林業展開期、2000年以降の育成林業転換期とすることができる。オレゴン州に再造林を位置づけた制度が登場するのは、1929年に制定されたオレゴン再造林税法になる。オレゴン州を含め全米で造林が本格化するのには、土壌保全と緊急雇用対策を目的として造林事業を推進した民間国土保全部隊組織のための基本法である緊急保全活動法が1933年に創設され、全米に展開されたことによる（1941年終了）。保全の意味を持ち、再造林義務が課せられるのは1941年のオレゴン森林保全法の制定を待つこととなる。オレゴン森林保全法は1971年制定の現行法オレゴン森林施業法に引き継がれている。1970年以前の育成林業は資源造成期、1970年以降は環境調和型施業展開期と言える。

再造林率の実効性が高いことについて、いくつかの要因が考えられるが、1902年に制定された住民発議、住民投票という直接民主主義制度の存在も見逃せない。この制度は、オレゴン・システムとも呼ばれ、全米における住民発議、住民投票制度のモデルとされた。オレゴン・システムは、個別の利益団体や古い政治体質を壊し、州民意思の総意が活かされるシステムとして州民に受け入れられた。1900年代初頭には、州法に対するリコールによる修正、公共事業の8時間労働制、婦人参政権を獲得している。森林・林業では、育成林業初期には、州の課税財産価額の一定額を超えないことを条件に保育や森林再生のために使われることが賛成50.31%で可決された。また、展開期には、施業規制を一層厳しくした皆伐全廃とも言える発議がなされたが、これについては賛成が19.36%で否決された。行政、市民、林業・木材産業等の相互作用が州民の総意となる制度設計によって、再造林率を高めていることが見えてきた。

キーワード：育成林業、環境問題、施業法、直接民主制、オレゴン・システム

（連絡先：大塚生美 otsuka@foeri.org）